

# いじめ防止基本方針

岡山市立馬屋上小学校

## 1 「いじめの防止等のための対策の基本」となるべき方向に関する事項

### ・「いじめ」の定義と本校の立場

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒の行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるもの」（いじめ防止対策推進法 第2条）と定義されている。

「いじめ」は、どの子にも、どの学校でも、起こりうる可能性がある。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の暴力をとまなわなしいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。このように「暴力を伴わないもの」であっても「いじめは絶対にゆるされない」「いじめは卑怯な行為である」との認識をもち、いじめかどうかの判断よりも、常に子どもの気持ちに寄り添いながら早期に子どもの変化を捉えて、人間関係づくりの指導を行っていくことを本校の基本とする。

## 2 「いじめの防止等のための対策の基本」となる事項

### (1) いじめの早期発見と未然防止に向けての本校の取組

○集団に入りにくい子どもと周りの子どもとの関わりに視点を当てて、自尊感情を高め、互いにいきいきと活動できる学級集団を育成するために、質問紙調査（Qu, アセス等）、児童対象の教育相談を設定する。また、より細かく児童の状況を把握するため、毎月アンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。

○保護者対象には個人懇談のほか教育相談日を設定し、保護者の日頃の思いや願い、不安や気づきを把握し指導に生かしていく。

○保護者・児童の悩みや思いをスクールカウンセラー・子ども相談主事に相談できるようにする。

○学校便り、ホームページ等で保護者や地域への下記の呼びかけをし、PTA や地域の関係団体等との連携を図りながら、いじめの早期発見に資する。

**いじめ等の事実や可能性を保護者・地域の方々がお知りになられた場合はすぐに学校にご連絡ください。**

○登下校時の見守りを実施し、登下校中の子どもたちの様子を把握し、指導に生かす。

○5・6年生を中心に、道徳や総合的な学習の時間を利用して、情報社会（インターネット）に参画する基本的な態度の育成に関する指導を行う。

○教育全般並びに道徳の授業を通じて子どもたちの心を豊かにする指導を行う。

○個々の児童の特性の理解に努め、児童一人一人を大切に学級経営を実践する。

○毎月の職員会議等でいじめ・生徒指導上の連絡項目を設け、子どもたちの様々なつながりや子ども一人一人の実態の把握を全職員で努め、共通理解のもと子どもたちの指導を行う。

○日頃から、児童の様子を注意深く見守り、変わった様子があればその都度適切に対応する。

## (2) 学校のいじめを生まない環境づくり

○地域で子どもを育てる体制づくり（地域協働学校）

子ども同士・親同士・地域と子ども・地域と親とのつながりをつくり、顔の見える、顔のわかる地域のコミュニティーを築く。

## (3) いじめへの対処

○いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会を開き、組織的に対応する。

○いじめの事実の有無の確認を行う。いじめを確認したら、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するために、複数の教職員によって、いじめを受けた児童または、その保護者に対する支援、及びいじめを行った児童に対する指導または、その保護者に対する助言を継続的に行う。その際、被害児童を守るとともに、加害者児童に対しても当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとえ、止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

○これらの対応については教職員全員の共通理解、関係機関、専門機関との連携の下で取組。

○いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童については日常的に注意深く観察し、再発防止に努める。

## (4) 学校のいじめ防止のための組織

○「生徒指導委員会」と平行して、子どものいじめに関することに特化した「いじめ対策委員会」を設置する。

○「いじめ対策委員会」は平素の子どもの実態を把握する調査の方法や子どもたちの人間関係づくりに関する事項について対応等話し合う。

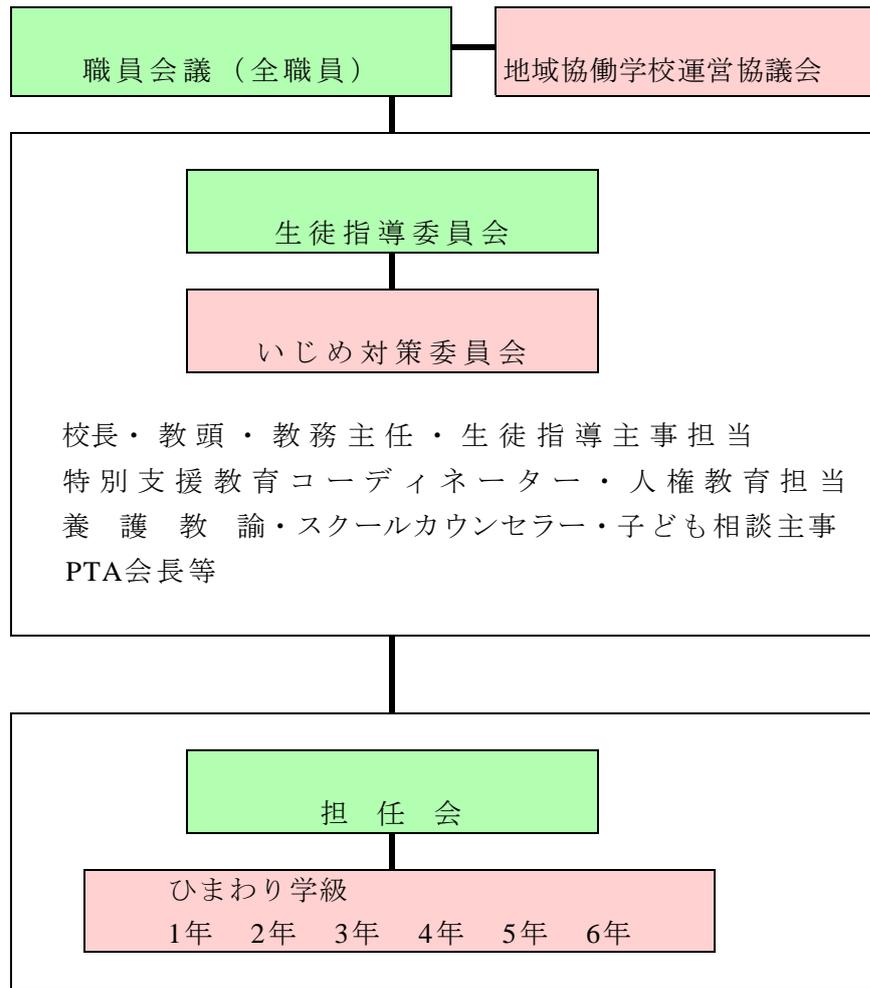
○「いじめ」の解決に向けての具体的な方策について話し合う。

○各学級で子どもの実態を把握する必要な調査を行い、「担任会」で共通理解を図る。

○「職員会議」の冒頭で子どもたちの実態や対策、変容について話し合う機会を設け、全職員で共通理解する。

○必要に応じて「地域協働学校運営協議会」にて、保護者や地域の課題として協議を行う。

## 校 内 組 織 図



※連絡会等でも全職員の共通理解を図る。